

契約書・重要事項説明書 訂正箇所

契約書

第8条 1, 事業者は、契約者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、2年間は保管するとともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

↓

第8条 1, 事業者は、契約者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、5年間は保管するとともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

重要事項説明書

第3条

(3) 営業時間

平 日	午前8時30分～午後5時30分
↓	
平日・ <u>土曜日</u>	午前8時30分～午後5時30分

以上